

令和5年度における「自ら評価」案件候補の選定について（案）

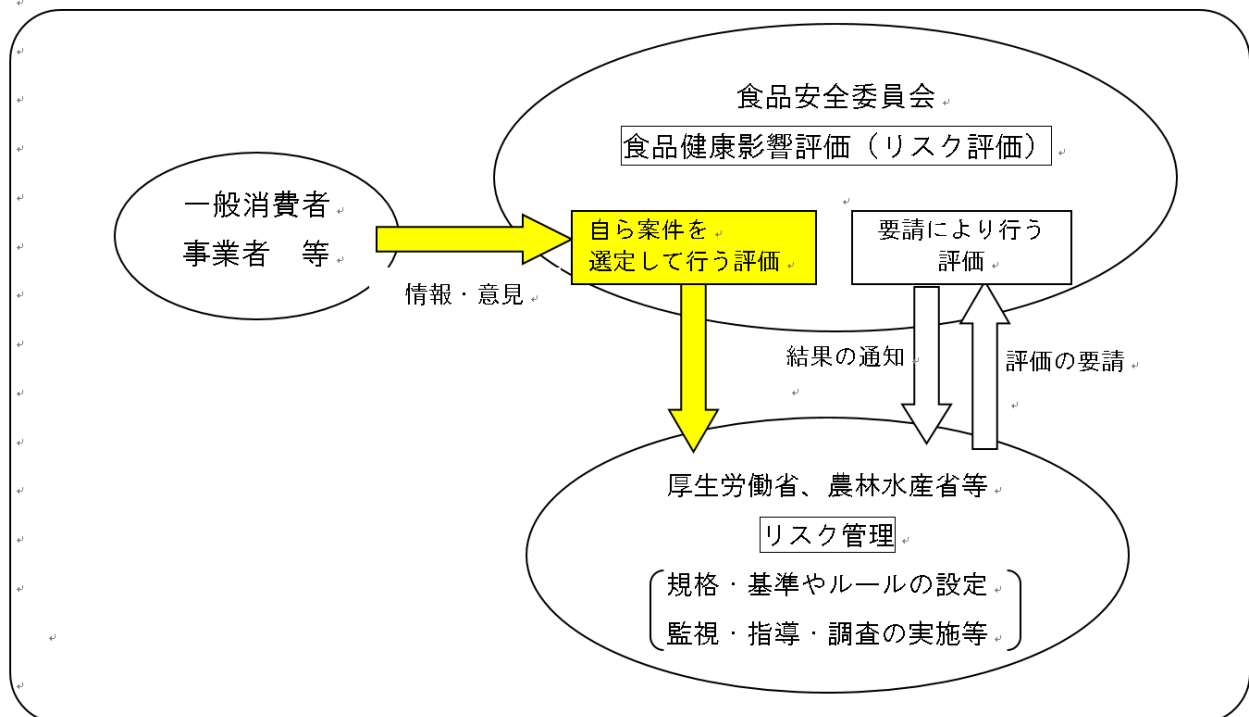
令和5年6月

1 「自ら評価」について

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価については、①リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省等）からの要請を受けて実施するものと、②自らの発意により実施するもの、の2つがある（食品安全基本法第23条第1項第2号）。

後者は、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うものであり、これについて従来から「自ら評価」と称している。

【食品安全委員会が実施する食品健康影響評価の位置づけ】



2. 企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定について

食品健康影響評価に当たっては、①ハザード（危害要因）の特定、②ハザードの特性評価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階について、それぞれデータが必要であり、「自ら評価」の実施に当たっても、対象となる案件に関する科学的知見の充足が不可欠で

ある。

なお、企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定に当たっては、以下のとおり「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」に基づき、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況に配慮した上で、選定基準に該当するものを選定し、食品安全委員会に報告することとされている。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

なお、以下に例示するものについては、食品健康影響評価（食品安全委員会による食品のリスク評価）の趣旨に照らし「自ら評価」の対象にはならないものと考えられる。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

前年度の「自ら評価」案件候補の審議結果の概要は次項のとおり。

令和4年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について（概要）

○案件候補については、食品安全モニター、ホームページによる外部募集、地方公共団体の食品安全担当職員、専門委員等を通じて9件（重複があるため案件としては7件）の提案が寄せられ、第37回企画等専門調査会（令和4年11月4日）で審議した結果、下記4件に絞り込まれた。

○第38回企画等専門調査会（令和5年1月26日）における審議結果は次のとおり。

	案件候補	審議結果	審議の内容
1	有機フッ素化合物（PFOA・PFOS）に関する食品健康影響評価	評価案件候補とする。	厚生労働省、環境省が水質の目標値等の検討を開始したことから両省に科学的な助言を行っていくべき。
2	真空パック詰食品（容器包装詰低酸性食品）のボツリヌス菌による食中毒のリスク評価について	ファクトシートを更新する。	最近の真空パック詰食品による食中毒事例を追加して、食品安全委員会のファクトシートを更新すべき。
3	クロノバクター・サカザキのリスク評価について	乳児用調製粉乳の適切な調乳と消費の方法について情報発信を行う。	食品安全委員会は、乳児用調製粉乳の適切な調乳と消費の方法について、引き続き、国民一般に向けてわかりやすい情報を発信すべき。
4	寄生虫性食中毒（粘液胞子虫）における2次汚染の可能性	食中毒の予防啓発のための情報発信を行う。	食中毒の予防三原則を徹底することにより、細菌性食中毒等を含めた予防啓発を引き続き行っていくことが重要。

○食品安全委員会（第887回会合：令和5年1月31日）において企画等専門調査会から報告を受け、審議した結果、「有機フッ素化合物」を「自ら評価」の案件として決定し、新たなワーキンググループの設置について検討することとなった。

なお、上記のとおり、「自ら評価」案件候補については、現時点で入手できる科学的知見により、食品安全委員会がリスク評価を行う対象となる案件を選定するものであり、研究や調査等により科学的知見を得るための案件を選定するものではない。

また、食品安全委員会では、「ファクトシート」（科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理）、「Q & A」（国民の関心が高いハザード等に関する分かりやすい情報提供）、「食品安全関係情報」（食品安全に関する海外の最新情報）を作成・公表しており、食品健康影響評価の対象とはならない食品安全上の問題に関しても、これらを随時更新し、情報発信しているところである。

令和5年度における「自ら評価」案件の選定については、令和5年度食品安全委員会運営計画に添付されたスケジュール（別紙1）により実施することとされているところであり、これを踏まえて、以下のとおり進めることとしたい。

※ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料を参照。

3. 本年度の進め方（案）

（１）募集

「自ら評価」案件候補の募集について、以下の対象者に周知・通知し、提案を受け付けることとする（受付期間：令和５年７月１日～31日）。

- ・ 一般公募（別紙２）
- ・ 食品安全委員会専門委員（事務局から案内）
- ・ 地方公共団体食品安全担当部局（同上）
- ・ 食品安全モニター（全国約４５０名）

また、提案については、企画等専門調査会の審議を円滑に進めるため、以下内容の記載を求めることとする。

- ・ 案件候補名（ハザード名）
- ・ 案件候補とする理由
- ・ 案件候補とする根拠情報等（科学論文、書籍等。なお、口コミや噂等、科学的根拠が定かでないものについては、原則として審議の対象としない）

（２）選定

（１）により提案された内容について、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（別紙３）に基づき事務局において情報を整理した上、企画等専門調査会において選定することとし、その考え方は「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成１６年６月１７日食品安全委員会決定）のとおりとする。

なお、本件はあくまでも食品健康影響評価の案件候補を選定するものではあるが、企画等専門調査会における議論において、食品健康影響評価には至らなかったもののうち、案件の内容に応じて「情報収集」「情報提供」等を実施する旨のとりまとめを行っているものもあり、今回もこれに準じて対応することとする。

（３）スケジュール

別紙１のとおり（再掲）

以上

令和5年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事 項
令和5年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和6年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月 ～3月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件決定 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定

令和5年度における「自ら評価」案件候補 (ウェブサイトによる公募)について (案)

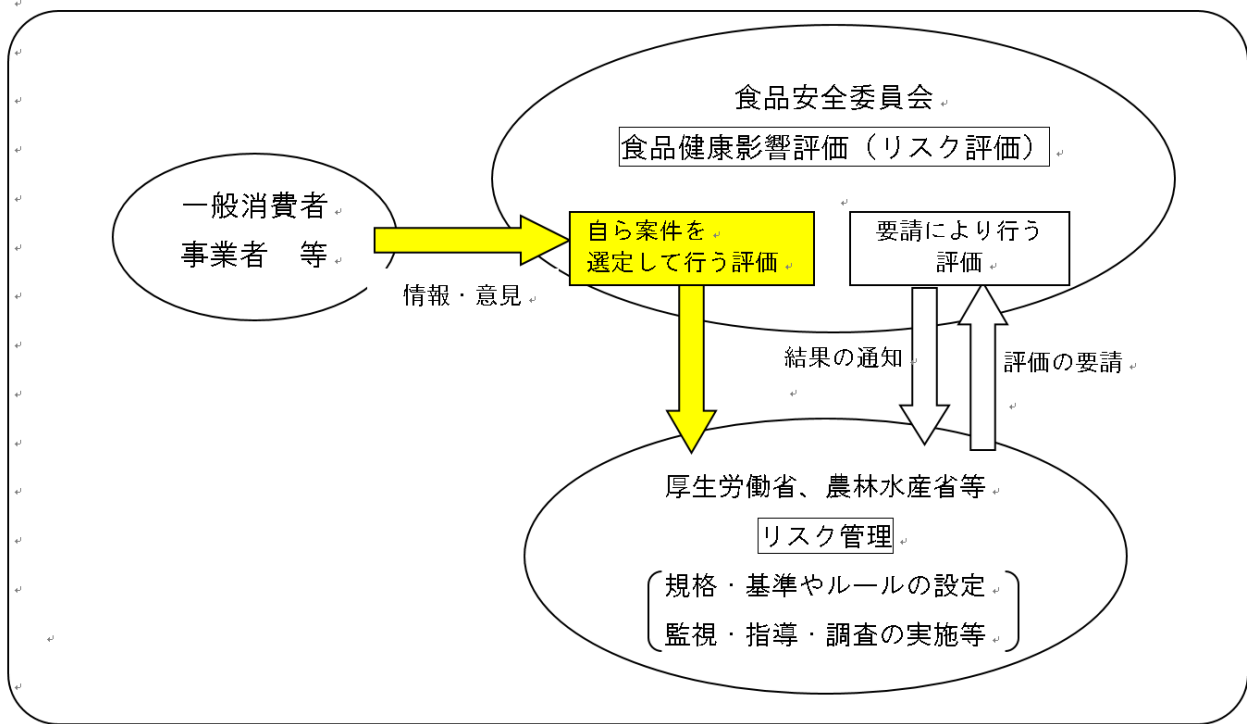
令和5年〇月〇〇日
内閣府食品安全委員会事務局

1 「自ら評価」について

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価については、①リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省等）からの要請を受けて実施するものと、②自らの発意により実施するもの、の2つがあります（食品安全基本法第23条第1項第2号）。

後者は、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うものであり、これについて従来から「自ら評価」と称しています。

【食品安全委員会が実施する食品健康影響評価の位置づけ】



2. 企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定について

食品健康影響評価に当たっては、①ハザード（危害要因）の特定、②ハザードの特性評

価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階について、それぞれデータが必要であり、「自ら評価」の実施に当たっても、対象となる案件に関する科学的知見の充足が不可欠です。

なお、企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定に当たっては、以下のとおり「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」に基づき、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況に配慮した上で、選定基準に該当するものを選定し、食品安全委員会に報告することとされています。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

なお、以下に例示するものについては、食品健康影響評価（食品安全委員会による食品のリスク評価）の趣旨に照らし「自ら評価」の対象にはならないものと考えられます。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

前年度の「自ら評価」案件候補の審議結果の概要は次項のとおりです。

令和4年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について（概要）

○案件候補については、食品安全モニター、ホームページによる外部募集、地方公共団体の食品安全担当職員、専門委員等を通じて9件（重複があるため案件としては7件）の提案が寄せられ、第37回企画等専門調査会（令和4年11月4日）で審議した結果、下記4件に絞り込まれた。

○第38回企画等専門調査会（令和5年1月26日）における審議結果は次のとおり。

	案件候補	審議結果	審議の内容
1	有機フッ素化合物（PFOA・PFOS）に関する食品健康影響評価	評価案件候補とする。	厚生労働省、環境省が水質の目標値等の検討を開始したことから両省に科学的な助言を行っていくべき。
2	真空パック詰食品（容器包装詰低酸性食品）のボツリヌス菌による食中毒のリスク評価について	ファクトシートを更新する。	最近の真空パック詰食品による食中毒事例を追加して、食品安全委員会のファクトシートを更新すべき。
3	クロノバクター・サカザキのリスク評価について	乳児用調製粉乳の適切な調乳と消費の方法について情報発信を行う。	食品安全委員会は、乳児用調製粉乳の適切な調乳と消費の方法について、引き続き、国民一般に向けてわかりやすい情報を発信すべき。
4	寄生虫性食中毒（粘液胞子虫）における2次汚染の可能性	食中毒の予防啓発のための情報発信を行う。	食中毒の予防三原則を徹底することにより、細菌性食中毒等を含めた予防啓発を引き続き行っていくことが重要。

○食品安全委員会（第887回会合：令和5年1月31日）において企画等専門調査会から報告を受け、審議した結果、「有機フッ素化合物」を「自ら評価」の案件として決定し、新たなワーキンググループの設置について検討することとなった。

なお、上記のとおり、「自ら評価」案件候補については、現時点で入手できる科学的知見により、食品安全委員会がリスク評価を行う対象となる案件を選定するものであり、研究や調査等により科学的知見を得るための案件を選定するものではありません。

また、食品安全委員会では、「ファクトシート」（科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理）、「Q & A」（国民の関心が高いハザード等に関する分かりやすい情報提供）、「食品安全関係情報」（食品安全に関する海外の最新情報）を作成・公表しており、食品健康影響評価の対象とはならない食品安全上の問題に関しても、これらを随時更新し、情報発信しているところです。

※ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料を御覧ください。

3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。郵送及びファクシミリは、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

(1) 記入事項：

案件候補名（ハザード名）、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、
氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 等

(2) 宛先：

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

(3) 締め切り：

令和5年〇月〇〇日（〇）（必着）

○別添資料：

- ・ 提案要領

○参考資料：

- ・ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

お問合せ先
内閣府食品安全委員会事務局
情報・勧告広報課 〇〇
TEL: 〇〇〇〇

(別添)

「自ら評価」の提案要領

提案方法

電子メールフォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けておりませんのでご了承ください。

【記入事項】

1. 案件候補名（ハザード名）（※必須）
2. 案件候補とする理由（※必須）
3. 案件候補とする情報等（※必須）
 - ・ 科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示していると考えられる情報を記入ください（論文の場合には、タイトル、著者、雑誌名及び号数等）。
 - ・ 口コミや噂など、科学的な根拠が定かではない情報等については、十分な審議ができないため、審議の対象とならない場合があります。
4. 氏名（法人の場合は法人名・部署名）（※必須）
5. 職業（個人の場合のみ）
6. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）（※必須）

※上記の記載がない提案については審議の対象とならない場合がありますので予めご了承ください。

※ご提案の参考として、これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況に関する資料を添付いたします。

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。
<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-xxxx.html>
- ファクシミリの場合：03-3584-7392
- 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

【締め切り】

令和5年〇月〇〇日（月）〇〇時（必着）

【提出上の注意】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限ります。
- 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載してください。なお、これらは、応募内容について当方からお問合せをさせていただく場合のためにお尋ねしております。
- 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

お問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 〇〇 TEL: 〇〇〇〇
--

(別紙3)

**食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し
企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
(平成16年5月27日食品安全委員会決定)**

最終改正：平成25年7月8日

食品安全委員会（以下「委員会」という。）が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。

1 評価要請の内容

(1) 要請形式

①食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等を通じた要請、②委員会に対する文書による要請、③外部募集、④その他（委員会事務局による独自の提案を含む。）

(2) 要請内容

2 委員会事務局が収集・整理した危害要因に関する情報

3 企画等専門調査会における調査審議の参考となる情報

- (1) 食品による健康被害発生を示唆する情報の有無（国内・海外）
- (2) 食品による健康被害発生のおそれを示唆する情報の有無（国内・海外）
- (3) 食品健康影響評価の実施状況（国内・海外）
- (4) リスク管理措置（評価要請の準備を含む。）の実施状況（国内・海外）
- (5) 過去の企画等専門調査会における調査審議の状況
- (6) 食品健康影響評価実施の技術的困難性の有無